



2012 年度 研究助成募集要項

改訂 14 2010. 12. 01. 制定 1990. 12. 01.

住関係分野における研究の発展に寄与するため、
将来の住居・住生活の向上に役立つ、未発表の自主的研究を助成する

1 助成概要について

- 1.1 助成対象 住関係分野の研究とし、他分野に及ぶ学際的な研究を含む
なお上記研究のうち
- ①自由にテーマを設定する「自由テーマ」、もしくは
 - ②住総研指定のテーマを研究内容とする「重点テーマ」、いずれかを選択すること
- *重点テーマの詳細は「4 重点テーマについて」を参照のこと
- 1.2 応募資格 当該研究のためのグループとし、個人、既存の団体・組織を除く
- 1.3 助成件数 15 件程度（自由テーマ、重点テーマあわせて）
- 1.4 助成条件
- ①金額 1 件当たり 100 万円を上限とする
 - ②費目 謝金、会議費、資料/印刷/複写費、交通費、出張旅費、機器費/備品費/損料、事務経費等/雑費
 - ③期間 2012 年 6 月 1 日より 2013 年 10 月 31 日までの 17 か月間
 - ④提出物 研究中間時（2013 年 2 月 28 日）：研究中間報告
研究完了時（2013 年 10 月 31 日）：研究論文（作成要領による版下原稿）及び研究費精算書
 - ⑤その他 (1) 研究成果を発表する場合には、当財団からの研究助成を受けたことを明示する
(2) 科研費申請案件がある場合には、申請書「13. 他所からの助成の有無」欄に記載する
- 1.5 研究発表 提出された研究論文から「住総研 研究選奨」を 3 件程度採択し、採択された論文は次年度に顕彰し、発表の機会を設ける
- 1.6 公刊 研究論文は、当財団発行の『住宅総合研究財団研究論文集』に収録し、関係機関へ寄贈するほか、丸善株式会社から発売する
- 1.7 著作権等 研究論文の著作権は著者に属し、当財団は編集出版権及び複製権を持つものとする
- 1.8 その他 研究委員会主査が研究助成金を所属機関等へ寄付し、経理を委任することができる

提出された研究論文は当財団ホームページに掲載する(PDF 形式)

2 選考について

- 2.1 基準 「住生活の向上に資する研究」で、以下のいずれかの条件を満たすもの
- ・学術的に質の高い成果が期待できる
 - ・社会的要請が高く、普及効果が大きいもので、社会への影響、インパクトが強い
 - ・一般的には、高い評価を得られにくいだが、社会的先見性に富んでいる
 - ・若手研究者については、萌芽性や独創性・発展性を期待できる
- 2.2 方法 研究運営委員会で選考し、理事会で決定する
- 2.3 決定時期 2012年6月中に申請者（主査）宛に文書で通知する
- 2.4 研究運営委員会（2011年4月現在）（委員五十音順）
- | | |
|-----|------------------------------|
| 委員長 | 小林 秀樹（千葉大学大学院工学研究科 教授） |
| 委員 | 内田 青蔵（神奈川大学工学部建築学科 教授） |
| | 木下 勇（千葉大学大学院園芸学研究科 教授） |
| | 瀬渡 章子（奈良女子大学生生活環境学部住環境学科 教授） |
| | 田辺 新一（早稲田大学創造理工学部建築学科 教授） |
| | 松村 秀一（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授） |
| | 森本 信明（近畿大学理工学部建築学科 教授） |

3 応募について

- 3.1 応募方法 所定の申請書に記入し、当財団宛に原則E-mailより提出する（参考資料等は受け付けない）
E-mailの件名は、「研究助成申請（主査名明記）」とする
郵送での提出も可能
- 3.2 応募締切 2012年2月末日必着（郵送の場合は消印有効）
締切後、1週間以内に申請書受理の通知をE-mailにて送る
（1週間を過ぎても受領連絡がない場合はお問い合わせください）
- 3.3 申請書入手方法
- ・当財団ホームページ（<http://www.jusoken.or.jp/>）からダウンロードする
 - ・または、研究助成申請書申込と明記の上、返信用封筒（角2封筒に宛名を明記し140円切手を添付）を当財団宛に郵送する
- 3.4 申請書申込・応募・問い合わせ先
- 財団法人 住宅総合研究財団 研究助成係
〒156-0055 東京都世田谷区船橋4丁目29番8号
TEL 03-3484-5381 FAX 03-3484-5794
E-mail : kenkyu@jusoken.or.jp

4 重点テーマについて

4.1 テーマ 「一般市街地」のすまいと居住を再評価する

4.2 要旨 戦後我が国においては、都市化の流れの中で、大都市・地方都市を問わず、郊外部では大きな団地の計画開発が進められ、また都心や駅前では大規模な土地利用の転換をもとにした再開発プロジェクトが実施されてきた。これを戦後の住宅地開発の「図」であるとする、「地」にあたる部分である一般市街地は、建築基準法や都市計画法などによる一般的な規制を受けるものの、小中規模の私的開発が積み重ねられてきた。面積的にみても「図」よりもはるかに広い一般市街地においては、建て方や用途の混在が進み、まちなみ・景観という視点から問題視されてきた。しかしながら密集市街地などの基盤未整備で防災上危険な地区は除き、研究面では大きな注目を集めることなく現在にいたっている。これら一般住宅地を持続可能性という視点から見直すと、空間更新の小規模性や柔軟性、居住世帯構成の多様性、生活利便施設と住居との近接性など、居住地としての「すみよさ」について、いくつかの点から見直しされるようになってきている。これら一般市街地におけるすまいと居住は、どのように再評価できるものなのか。新たな視点での研究展開を期待したい。
